

総社市告示第126号

総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年総社市告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示、追加号及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(給付対象者)</p> <p>第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けているか、又は<u>同等</u>の所得水準にあること。</p> <p>(2) 給付を受けようとする者の就業経験、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して当該教育訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であると認められること。</p> <p>(指定申請)</p> <p>第4条 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を受けよ</p>	<p>(給付対象者)</p> <p>第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けているか、又は<u>同様</u>の所得水準にあること。</p> <p>(2) <u>受講開始日現在において、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。</u></p> <p>(3) 給付を受けようとする者の<u>修業経験</u>、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して当該教育訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であると認められること。</p> <p>(指定申請)</p> <p>第4条 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を受けよ</p>

改正後	改正前
<p>うとする者は、自ら受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて受講開始日10日前までに市長に提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長等の証明書を含む。）</p> <p>（支給額）</p> <p>第6条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 受講開始日現在において雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学金及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超える場合は、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</u></p> <p><u>(2) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者 前号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金の</u></p>	<p>うとする者は、自ら受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて受講開始日10日前までに市長に提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>（支給額）</p> <p>第6条 訓練給付金の支給額は、<u>支給対象者が対象教育訓練の受講のために本人が支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）の60パーセントに相当する額とする。この場合において、その60パーセントに相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の給付は行わないものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>額を差し引いた額</u> (支給申請等)</p> <p>第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練の修了後、自立支援教育訓練給付金支給申請書(様式第4号。以下「支給申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類</u></p> <p>2 市長は、支給申請を受け付けたときは、速やかに支給の可否を決定し、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(様式第5号。以下「支給決定通知書」という。)及び自立支援教育訓練給付金不支給通知書(様式第6号。以下「不支給通知書」という。)により申請者に通知するものとする。</p> <p><u>様式第1号(第4条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第2号(第5条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第3号(第5条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第4号(第7条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第5号(第7条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第6号(第7条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第7号(第9条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第8号(第10条関係)</u> (別紙のとおり)</p>	<p>(支給申請等)</p> <p>第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練の修了後、自立支援教育訓練給付金支給申請書(様式第4号。以下「支給申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 市長は、支給申請を受付けたときは、速やかに支給の可否を決定し、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(様式第5号。以下「支給決定通知書」という。)及び自立支援教育訓練給付金不支給通知書(様式第6号。以下「不支給通知書」という。)により申請者に通知するものとする。</p> <p><u>様式第1号(第4条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第2号(第5条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第3号(第5条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第4号(第7条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第5号(第7条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第6号(第7条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第7号(第9条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第8号(第10条関係)</u> 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年度以後の申請から適用する。

様式第1号（第4条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

総社市長

様

申請者 住所

氏名

㊦

次の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
個人番号			
住所	(〒 —)		電話 (—) —
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用(予定)	入学料 円, 受講料 円 合計額 円		
公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない		
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある ・ ない		
児童扶養手当の受給の有無	児童扶養手当の受給 有 ・ 無 児童扶養手当受給者資格証の写しの添付 有 ・ 無		
添付書類	ア 本人及びその児童の戸籍謄本又は抄本（発行後1箇月以内のもの） イ 世帯全員の住民票の写し（発行後1箇月以内のもの） ウ 所得証明書（前年の所得額を証明するもの。1月から7月までの間に申請する場合は前々年） エ 児童扶養手当証書の写し ※ア・イ・ウは児童扶養手当を受給している場合不要 ※ウは個人番号を記載の場合不要		

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。以下同じ。）です。
- 2 支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額（限度20万円）です。雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定します。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日の翌日から1箇月以内に、改めて第7条第1項の規定による支給申請手続を行うことが必要です。

様式第2号（第5条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
住所	(〒 —)		電話 (—) —
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用(予定)	入学料 円, 受講料 円 合計額 円		
備考			

先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

総社市長



(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。以下同じ。）です。
- 2 支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額（限度20万円）です。雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定します。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、報告してください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日の翌日から1箇月以内に、改めて第7条第1項の規定による支給申請手続を行うことが必要です。

様式第3号（第5条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定却下通知書

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
住所	(〒 —)		電話 (—) —
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用(予定)	入学料	円, 受講料	円 合計額 円
却下の理由			
備考			

先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書について、上記のとおり指定しないこととしたので通知します。

年 月 日

総社市長



様式第4号（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

総社市長

様

申請者 住所

氏名

印

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
個人番号			
住所	(〒 —)	電話 (—)	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日)～ 年 月 日		
所要費用	入学料 円, 受講料 円	合計額	円
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給額	円		
希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義(フリガナ)		
児童扶養手当の受給の有無	児童扶養手当の受給	有 ・ 無	
	児童扶養手当受給者資格証の写しの添付	有 ・ 無	
添付書類	ア 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書 イ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づき、修了を認定した教育訓練修了証明書 ウ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書		

(注意)

- 1 支給申請は、受講修了日から1箇月以内に行ってください。

様式第5号（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
住所	(〒 —)	電話 (—)	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用	入学料 円, 受講料 円	合計額 円	
支給金額	円		
支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義(フリガナ)		

先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金支給申請書に基づき審査したところ、上記のとおり支給を決定したので通知します。

年 月 日

総社市長



(注意)

- 1 修業を取りやめた等により支給要件に該当しなくなった場合は、14日以内に総社市長あて資格喪失届（様式第7号）を提出してください。

様式第6号（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金不支給通知書

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
住所	(〒 —)		電話 (—) —
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用	入学料 円, 受講料 円 合計額 円		
却下の理由			
備考			

先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金支給申請書について、上記のとおり支給しないこととしたので通知します。

年 月 日

総社市長



様式第7号（第9条関係）

自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届

年 月 日

総社市長

様

申請者 住所

氏名

㊦

次のとおり自立支援教育訓練給付金の受給資格がなくなりましたので届出ます。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
個人番号			
住所	(〒 —)	電話 (—)	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用	入学料 円, 受講料 円	合計額	円
資格喪失の理由	ア 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため イ 市外へ転出したため ウ 養成機関への修業を取りやめたため エ その他 ()		
事由発生日	年 月 日		

様式第8号（第10条関係）

自立支援教育訓練給付金受給資格取消通知書

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
住所	(〒 —)	電話 (—) —	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用	入学料	円, 受講料	円 合計額 円
支給金額	円		
資格喪失の理由	ア 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため イ 市外へ転出したため ウ 養成機関への修業を取りやめたため エ その他 ()		
事由発生日	年 月 日		

上記のとおり、受給資格及び支給決定を取り消したので通知します。

年 月 日

総社市長

